

I C T 活用工事の実施方針の改定について

技術管理室

1 改定対象

I C T 活用工事の実施方針〔令和 6 年版（10 月 1 日適用）〕

2 改定の主な内容

○工種体系の再編に伴う対象工種の見直し及び対象工種の適用拡大
（国土交通省の要領類改定に準じた改定）

- ・実施要領等において土工関係の体系が再編され、「I C T 土工」と「I C T 作業土工（床掘工）」の 2 種類となった。（実施方針の「1 対象工種」を参照）
- ・I C T 地盤改良工に「サンドコンパクションパイル工」を追加した。

3 参考

技術基準関係については、国土交通省の I C T 活用工事に係る要領類（令和 7 年度適用）を準用することとしている。（実施方針の「4 技術基準関係」を参照）
この要領類において、従前から変更があった点は、主に以下のとおり。

○「I C T 建設機械による施工」の積算における「保守点検」の計上を廃止

○I C T 舗装工（修繕工）において、これまで「I C T 建設機械による施工」及び「3 次元出来形管理等の施工管理」は従来手法との選択制とされていたが、この規定が廃止され、次のとおりとされた。

＜I C T 建設機械による施工＞

以下に示すいずれかの I C T 建設機械により施工を実施する。

- ① 3 次元 M C または 3 次元 M G 建設機械
- ② 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

＜3 次元出来形管理等の施工管理＞

上記①で施工した場合は、「T S 等光波方式を用いた出来形管理」または「地上写真測量を用いた出来形管理」から選択して実施。（複数選択可）

上記②で施工した場合は、「施工履歴データを用いた出来形管理」により実施。